平成29年(行ウ)第232号　損害賠償請求事件(住民訴訟)
原　告　XXXXX　外1名　／被　告　国分寺市長　XXXXX

平成 30 年 12 月 7 日

東京地方裁判所　民事第51部2D係　御中

原　告　XXXXX
同　XXXXX

原告　第　5　準備書面

(「平成 18 年 12 月 4 日代表者会議記録」(甲 19 号証)の原告解釈による転記書証)

本件代表者会議は、当該改正図書館条例提案可決日(H18.12.05)の前日、定例会(第 3 日)の後の夕方の会議である。(以降は特に断りなく図書館条例、または単に条例と略す。)

本記録には、直接触れないようにした言い含みや省略が多くあり議論の流れが分かりにくい。また、被告が主張した引用と解釈はその議論の流れを無視しており、ほとんどが誤りである。

よって、本件会議録を補足し転記を行い注釈として解釈をし、『本件条例が議員提案されるに至ったこと、及びこれに対し議会が全会一致の可決判断を行うまでの経過』を明らかにする。

以下左側は記録原文のママ。右側は原告による転記筆記。

語句補足をカッコ書きで記述。”- - -”は転記略または時間的空白を示す。

《註》 として発言の含意や議論の流れを注釈する。証拠書類を示す際、断りなく略称を用いる。

代表者会議記録 とき平成 18 年 12 月 4 日 国分寺市市議会	平成 18 年 12 月 4 日(月) O 出席者 議長　須崎宏 副議長　佐藤茂也 議員　横田美郎 中沢　正利 亀倉　順子 清原　公美子 興津　秀憲 O 協議事項 1　議員提出議案について 2　その他

午後 5 時 7 分　開会

O 須崎議長　　ただいまより代表者会議を開かせていただきます。

----------O----------

O 須崎議長 きょう、お集まりいただきましたのはですね、皆さんご承知のとおり、今定例会で複数の議員さんの方々からですね、北口の再開発問題についての一般質問がありました。その中で市長の答弁はですね、北口の状況等について一定の考え方を示されました。	O 須崎議長 - - - きょうは皆さん（ご承知のとおりの経緯で集まっていただいたが、）今の定例会（本会議）で複数の議員から北口の再開発問題について一般質問があって、市長は考え方を示している。北口の状況等についてその考え（政策方針）が市長から示された（わけです。この点よいでしょうか）。 《註》 最初に、本件代表者会議に至る話し合いに、（ご承知の）経緯があったこと、また本件代表者会議開催は定例会での星野市長の答弁が前提となっていることが言い含められている。市長の答弁はみなが聞いていた筈であるが、わざわざ「市長は一定の考え方を示した」とした。
これを受けましてですね、議会でも再開発を計画通り進めなくてはならないという立場からですね、パチンコ店の出店等により影響を考慮し、なんからの対応をする必要があるのではないかということで急遽お集まりをいただきました。市長答弁を踏まえましてですね、旧 UFJ 銀行の一部に図書館を設置し対応を図るということが出てきました。従いまして、当該場所は市議会といたしましても有効利用を求める経緯もありますので、図書館の設置についてですね、条例を議員提案することについて、ご協議いただきたいということでお集まりいただきましたので、どうぞよろしくお願いします。（「私たちは案文協議だと･･･」と発言する者あり）。そうですね。それでは代表の方から、横田議員。	- - - これ（この「市長答弁」）を受けて、議会でも「（議会は）再開発を計画通り進めなくてはならない」という立場を取っていますから、「パチンコ店の出店の影響を考慮したなんらかの対応をする必要があるのではないか」ということで、本会は急遽開かれたわけです。 この市長答弁によって、『旧 UFJ 銀行の一部に図書館を設置し対応（出店阻止）を図る』という（政策が）出てきた。従って「当該の場所は市議会としても有効利用を求めてきた経緯がある」（として要請には応じる）ので、図書館を設置する条例を議員提案することについて協議いただくためお集まりいただいた。（この点につき）どうぞよろしくお願いします。 《註》 議員提案するかどうかは冒頭では「決まっていない」とされている。『これを受けて』とは、星野の答弁なくば代表者会議の招集はなかったことへの明言である。『～ということ』『～ということで』と、本議事録ではこれ以降もかなりの回数の『伝聞表現』が頻出する。このような表現の頻出

	は他の議事録ではあまり見られない。これは条例提案に至る経緯と本代表者会議開催の前提を議員らに周知させ申し送りをしているからで、「市長答弁から政策が出てきた」としたのは、『（本件）議員提案は、（本来は星野が提案するはずだったが）形として今回は議会の立場から提案することになった。』として事前合意があったことを示している。 　教育委員会が継続審議としてしまい市長提案はできなくなっていた。そこで星野は議会に議員提案で条例提起して可決してもらうことにしたから、図書館条例の議員提案の原案は星野ら市長部局からのものである。議会側は教育委員会の審議とは別に「市長答弁を受けて対応することにした」としているのである。 　- - - （「私たち（複数議員）は案文協議だと（思っていたのだが・・・）」と発言する者あり）。そうですね。（それはその通りだが、手続きとしてはこう言っておく必要があります。）- - - （議事進行、指名）。 　《註》『案文協議だと思っていた』という議員の発言は、『条例を議員提案するかどうか協議いただくためお集まりいただいた』との冒頭の発言への反応である。すなわち、「本件会議は議員提案の提案文の内容を検討する会議ではなかったのか」との疑義である。 　「条例を議員提案することについて、ご協議いただきたい」との表現は、「議員提案するかしないか協議する」としか聞こえない。「提案するかどうか」の検討もせずいきなり『案文協議』に入ることはあり得ないが、一部の議員は議員提案することは既に決まっているものと考えていた。これに議長は『形式的なものだ』と、とりなしたものと見られる。そもそも本件議員提案が市長部局の働きかけでなかったのならこのような話にはなっていない。まず議員提案の是非を検討し、案文協議に入るのが普通である。 　この議員の疑問の表明で、提案文が決まっていない段階の会議開催前から「条例は議員提案される」と考えていた議員がいたことが分かる。

O 横田議員 はい。今日のお昼休みにみなさんのお手元に国分寺市図書館条例の一部を改正する条例の提案理由を書いた印刷物を渡したと思います。今、議長が申されましたように、今議会の一般質問の中で、旧 UFJ 銀行の後のパチンコ店の進出に対する市長の考え方が述べられています。非常に、重大なことでございましたのでやはりあの、これから先の北口再開発、等々に向けての大きな支障になるのではないかというようなことでございまして議員提案として国分寺市図書館条例の一部改正を議員提案していきたいということで、皆さんにお願いをしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。	O 横田議員 昼休みに国分寺市図書館条例の一部を改正する条例の提案理由を書いた印刷物を渡した。今、議長が言ったように、今議会の一般質問で、旧 UFJ 銀行の後ろの（島田商事バザール K）へパチンコ店が進出することに対して、そのことについての市長の考え方が述べられている。 これは非常に重大な意味を持つ（公権力の行使につながる）ことだが、（浜友観光のパチンコ店出店は）国分寺駅北口再開発事業の推進の大きな支障になるのではないかという、（星野市長の考え方が示された）わけで、よって議員提案として国分寺市図書館条例の一部改正を議員提案してほしいと（要請に応じてくれるよう）、皆さんに（星野市長から）お願いをしていただいおりますので、（そのことを承知していただいた上で案文協議を）よろしくお願いいたします。 《註》 ここも「～ございましたので」「～というようなことでございまして」「～いきたいということで」と伝聞表現が繰り返されているが、議員提案になったことが議員らの独自の発案と判断からではないことが窺える。 ここでは出席議員らに再度、議会の役割の言い含めがされ、「市長から要請された議員提案」であるとしている。重大な意味を持つ政策判断であるが、「パチンコ店進出は再開発事業に支障となるから（出店阻止を）行う」との星野の政策答弁と、その「お願い」を受けて議員提案に至ったのである。「お願いをしていただいて」などと自分で言うことはないので、この表現は星野から議会へ働きかけをしたと示していることは明らかである。
O 須崎議長 この件については議員提出議案で、皆さんで行こうということで、ついてはご異議ございませんね。（「はい、なし」と発言する者あり）では確認させていただきます。その中で提案理由の方を横田議員から。お願いした	O 須崎議長 この件は議員提出議案で、『議員全員でやろう』ということになっていますが、これに異議はありませんね。（「はい、なし」と発言する者あり）- - -（議事進行、指名）。

いと思います。	《註》「皆さんで行こう」との表現からは、議員提案は特定議員や特定会派ではなく、「議員全員一致でやる」と、何らかの総意として事前の申し合わせが済んでいたことが分かる。また、会議の冒頭からいきなり『異議ございませんね』としたこの発言は極めて不自然である。
O 横田議員 提案理由なのですが、皆さんのお手元にある資料のとおりでございます。それを多分読んでいただいたのだろうと思います。そのように判断しております。そんなことでございまして、これについて何か御意見等ありましたら承って行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。	O 横田議員 - - - 提案理由は手元の資料の通りである。これについて(どうするか)意見をいただきたい。 《註》 これより『案文協議』に入り、配布されていた資料は三種類である。資料は樋口氏ら市長部局が作成したもので、提案理由も『手元の資料のとおり』と表現されている。 1.「バザール K 跡地問題に関する法律相談について」(甲 17 号) 2.『旧 UFJ 銀行の活用の充実について』との文書。(乙 7 の 2 号) 3.図書館条例議員提案のための提案文の下書き。 樋口ブログからすれば(甲 18 号:ブログ)この提案文は市長部局が作成しており、1 と 2 の資料配布は樋口政策部長がこの日の午後に議員らに配布している。(甲 28 号:H18.12.04 第4回定例会(第3日))
O 須崎議長 興津議員どうぞ。	O 須崎議長 - - - (議事進行、指名)。
O 興津議員 たたき台ということで案文、あの提案理由案の方をいただいております。それでですね 1、2 点と言いますか、私どものほうも一読させていただきまして、お願いといいますか、この部分このようにしていただければなと思ったところがありましたので、とりあえずここでもって表明だけさせてい	O 興津議員 - - - この案の取り扱いは議長に任せるが案文への要望を述べたい。(興津議員の提案する修正案が示される。《註》 整理して箇条書き) 1.『このような市長表明を受け、市議会としても早急な対応が必要ではないかとの判断』の箇所を、『このような市長表明を受け、市議会は図書

ただきまして、取り扱いの方は議長にお任せしたいと思います。文書の部分なのですけれども、1 ページ目のですね、中段ごろに「さらに」というところがありますが、そこの 2 行目、「このような市長表明を受け、市議会としても早急な対応が必要ではないかとの判断」を「必要である」というふうに言い切っていいのかなというふうに思っております。2 点目でございます。必要性であります。この黒く大きくなっているところなのですが、5 行目うしろの方、「特に西国分寺駅周辺などに」という形で書かれていますが、ここ北口と西国分寺がですね、私はどちらかと言うと同時並行的に進めていっていただきたいなという主旨も含めてなんですが、「特に」というところを取っていただいて、「等にも」というふうにしていただくとですね具合がいいのかなというふうに思います。「特に」を取っていただいて西国分寺ばかりではないということを強調したいということであります。(「もう一度言ってくれる」と発言する者あり)はい、もう一度申し上げます。「必要性があります」というところですか、5 行目の後ろの方ですね。「しかしこの間、市内の開発に関係し」原文では「特に西国分寺駅周辺などに」というふうにあります。それを「特に」を取っていただいて、「関係し、西国分寺駅周辺などにも」ここに「も」をつけていただくとよろしいのかなと思っております。もう 1 点ございます。申し訳ございません。2 項目でございます。頭の段落のところ、最後の文章ですが「市民利用を大きく拡大することであり」原文のままで言いますと「市議会の指摘を踏まえた内容であると考えます」ここなのですが、「市民利用を大きく拡大することであると考えます」で、「り」からですね「ある」までを取っていただくと、取り詰めと、市議会の指摘を踏まえるというか、我々議会にいたのでこれでいいのかなと思っております。あとですね大きな点なのですが、やっぱりこの緊急性を(「今のところ、ちょっとごめん」「今のところもう 1 回」と発言する者あり)じゃあもう 1 回言いましょうか。結論から申し上げます。「市民利用を大きく拔大することであると考えます」(「る、ね」と発言する者あり)はい。「り」から「ある」までを取っていただきたいと。「あると考えます」です。そうですね、「市議会館が必要であると判断』と、言い切る(断言する)形にしたい。

2.『特に西国分寺駅周辺などに』という書き方だと、国分寺駅北口と西国分寺駅周辺とが分かれている感じだが、この件は同時並行的に進めてもらいたいという要望として記載をお願いしたい。だから、『特に』というところを取って『西国分寺駅周辺などにも』とする。『特に』を取って「(なにもこれは)西国分寺ばかりではない」と強調したい。

《註》 議会議事録検索からは、過去の議会議事録に『国分寺駅前に図書館を』という要望や図書館設置の議論があったことはない。『国分寺駅前に図書館を』という要望も議論もない。既に国分寺駅至便の距離に本多図書館がある。もともとは、『(ないので不便だからと)西国分寺駅周辺に図書館が欲しい』と議題提起があったに過ぎない。

配布された資料には『特に西国分寺駅周辺』と記載されていたが、この意見は、『今回は国分寺北口駅前に作ろうとしているのだから西国分寺とわざわざ言わない方がいい』と修正し、拡大解釈しようとした。

3.最後の文章箇所。『市民利用を大きく拡大することであり、市議会の指摘を踏まえた内容であると考えます』とあるが、『市民利用を大きく拡大することであると考えます』として欲しい。我々がその議会なのだから、『議会の指摘を踏まえた』というのは文章としておかしい。

《註》 ここまでの興津議員の提案は、こののち本代表者会議の最後で議員提案文の修正として取り入れることが決められた。

4.最後の文章は、『緊急性』という部分を強調したいと思う。一番最後の文章追加として書いた。この文章案は作ってきている。

- - - 。(「ちょっと読んでよ、これ、追加になった分」「この分読んでもらえますか」と発言する者あり)、(これに応えて、文章最後追加案 4.の読み

の指摘を踏まえた内容で」というところを消しちゃっていただければいいのではないかという案であります。それが 1 点と、もう 1 点なのですが一番最後の文章のところをですね、ちょっと書き直させていただき、こういう文書でどうだろうかということで、ちょっとご提案させていただきたいと思いまして文書を作っております。これをちょっとお渡ししたいと思いますので議長よりお取り計らいいただければと思います。こちらの方でお配りさせていただく内容に関しましては、緊急性をやはりもう少し強く謳い出したい、謳い出すべきであるという考え方に立ちました。で、一番最後の 2 ページ目の最後の、「したがって」というところが 3 行を取ってあっていただいて、今、お配りさせていただいた文書の方にですね、直させていただければというのが私どもの案でありますので、それに関しましてはお取り扱いの方お願いいたします。（「ちょっと読んでよ、これ、追加になった分」「この分読んでもらえますか」と発言する者あり）すいません、急遽打ったものですから多少は修正がペンで入っておりますけれども、ごめんなさい。ではただいまの文章を読み上げます。「現在、事業者は既存建物を活用して軽微な変更を行うことによるパチンコ店の出店を目指しています。都市計画法によれば、建築確認を知事に届け出るだけで事業に着手することができ、その後に風営法の許可を受ける手続になります。一方、まちづくり条例により、建築確認申請を行う除には事前に市長に届け出、届け出ることを定められています。現在この届け出がなされてはおりませんが、民間指定期間に申請された場合、早ければ 1 週間程度で建築確認がおろされるようです。以上申し上げたように、ことは一刻の猶予もありません。条例指定の後先が極めて重要になることを深く認識した上で、民意を反映する役割を持つ国分寺市議会は、市長の議案提出を待たず、この事案を相対的早急に促進すべきとの判断から市議会すべての会派代表の連名により、本議案を提案するものです。よろしく御審議いただきたいと存じます。以上です。	上げ。《註》 整理して箇条書き） 4 の 1.パチンコ事業者は既存建物を活用しての出店を目指している。 4 の 2.よって建築確認を知事に届け出るだけで事業に着手できる。 4 の 3.その後に風営法の許可を受ける手続きになる。 4 の 4.まちづくり条例で建築確認申請は事前に市長に届け出ると定められているが、それでも民間指定機関に申請した場合は 1 週間程度で建築確認がおりる。 4 の 5.（だから、出店を阻止するためには）一刻の猶予もない。 4 の 6.よって、「条例指定は事業開始より先にならねばならない」という（時間的な）後先をよくよく認識した上で、国分寺市議会は市長の議案提出を待たず図書館条例案を（事業者の事業着手よりも早く議員提案し、可決して）成立させるべきと判断する。 4 の 7.市議会すべての会派代表の連名により本議案を提案する。 - - - 。 《註》 興津議員の追加文案は、『条例可決により出店阻止をする』と、強く明確にしたものである。「風営法の規定を利用して出店阻止をする」ということがはっきり示されており、また、そのために『浜友観光の出店よりも早く改正条例を成立させておかねばならない』との主張もされている。時間的なことは、『相対的早急に』と表現されている。明白に、係る風営法規制の趣旨から外れた公権力の濫用の目的が含まれる発言と言えるものである。 この発言で、少なくとも興津議員には『図書館設置を利用してパチンコ店の出店阻止をするという明確な意識があった』ことが分かるが、結局、本件代表者会議では、この追加分の案（4 の 1 から 4 の 7 まで）は議員提案文に追加しないことになった。つまり、議会としては出店阻止の意思は表明しないことにし、これを避ける判断を行なっていることになる。

O 須崎議長 これ頭に「したがって」をつけるのですね。これ現在の前にね。（「まあ、案です」と発言する者あり）ほかにあの、まあ訂正というか追加した方が良いというご意見があればここでお伺いしておきたいと思います。はい、どうぞ清原議員。	O 須崎議長 - - - これは「従って」とつけて最後に追加するということですね。（「現在、事業者は既存建物を活用して軽微な・・・」と。）（「まあ、案です」と発言する者あり）他に訂正・追加希望の意見はないか。（議事進行、指名）。
O 清原議員 ええと私は内容ではなくてですね、一番最後のすべての会派の代表の連盟によりという部分についてです。正式にはここに今日いただいたこの条例案を見ますと代表プラス無会派の方の代表者会のメンバーということで理解できるのですけどもこういった内容の場合は、全会派が賛同するということで、代表者の名前ということが一般的には、よいのか、どうかという点です。ことはことだけに全員の名前ということもあり得るのかなと思うのですが、同じ内容だということで理解できるのか、その点についてこういうふうになった提案の見解経過を教えていただければと思います。	O 清原議員 - - - （『すべての会派の代表の連名によって』という表現について）。 私の意見は内容（案文）についてのことではないが、この条例案を見ると、代表プラス無会派の方の代表者会のメンバーとなっていて、その体裁は理解できるが、こういった（問題の多いと思われるような議決）内容の場合、「全会派が賛同するのだから」と、代表者の名前だけで一般的に（通例のように）やってしまってよいのか。 ことはことだけに（この条例は個人の営業を妨害する効果があるかも知れない、しかし一方で議会は図書館条例を可決するだけだという考え方もある。見方や立場がそれぞれある。）だから、全員の名前を（記載する）こともあり得る話だと思う（全員の名前が必要かもしれない）。それとも、各会派が「その内容と趣旨に賛成だ」ということで、そこを省略して了承できるのか（やってしまっていいのか）。その点について、こういう（『議員全員でやる（皆さんで行こう）』という）状況になった（本件議員）提案への見解と、（議員）提案となったその経過を教えて欲しい。 《註》 ふつうなら異論が出てもおかしくない条例の議員提案が、『全員一致で』という申し合わせで進められている経過について清原議員は説明を求め、条例案への見解も求めた。「（こういう場合は）全員の名前を書くべきではないか」、という提起である。清原議員からはこの条例案が『こういった内容の場合』として、『議論のある条例案』との認識が示されている。

O 横田議員 今、清原議員の提案でございますが、やはりこの文章の最後にありますように、市議会すべての会派の代表の連名により市議会すべてということがございますので 25 人、24 人ですか。全部だという意味に、解釈していただいて結構だと思います。(「全ての議員がね」「あのちょっといいですか」と発言する者あり)	O 横田議員 今の清原議員の議論の提起は(言いたいことはわかるが)、やはりこの文章(案文)の最後にあるように、「市議会すべての会派の代表の連名」、つまり市議会の議員全員と書いてあるように、24 人全部だと(その前提となっていると)解釈して欲しいと思う。(「全ての議員がね」「あのちょっといいですか」と発言する者あり) 《註》 横田議員は清原議員の説明要求には答えず、案文に記載された「全員で」という前提を示した。清原議員から問われた条例案への『見解や経過』には言及しない。『とにかく全員でやることになっているのだから』と、すでに固まっている方向で押し切ろうとしているように見える。
O 佐藤議員 要するに、いままで例えば申し合わせ事項には多分ないのだろうと思うのですが意見書決議等について、署名議員は過半数を超えないという原則があったような気がするのですよ。つまり意見書決議等について、過半数を超えてしまうと提案前から可決することは決まっているということが過去に議論されたことがあったのです。(「政治倫理条例に関するところで」と発言する者あり)そうでしたか。今のお話しはそういうこともあって全ての会派の代表というふうに置きかえたのかなというように思ったのですが、ただいま清原代表がいわれたようにですね、こと重大性にかんがみて例えばそういう申し合わせ事項はないというのであれば全員の署名もひとつの大きな意味があるのだろうと。かなりインパクトが強いと思いますよ。これは。ですから、そういうことも改めて検討していいのではないか。そこまでやる必要がないという全体の合意があれば、それはそれで会派の代表でよろしいのだと思いますが、ことの重大性、それから特に申し合わせはないということであれば、そういうことも一つの要するに議会全体がこれについては意思を表明したよということのあらわれですから、その	O 佐藤議員 - - - (「ちょっといいですか」の発言に続く、)『(議員の)申し合わせ事項』にはなかったかも知れないが、意見書や決議等について署名議員は過半数を超えないという『原則』があった気がする。つまり、『過半数を超えてしまうと、提案前から可決が決まっているじゃないか』と、過去に議論されたことを指摘したい。(「政治倫理条例の時であった」と発言する者あり)。私は、その原則を前提としたから『全ての会派の代表』と、しているのかと思った。 しかし清原代表がいま言ったように、この条例案の(影響の)重大性にかんがみれば、そういう申し合わせ事項がないのであれば『全員の署名』にすることもひとつの大きな意味があるのだと思う。そうなればかなりインパクトは強いと思う。だからこれを改めて検討していいのではないか。もし、『そこまでやる必要がない』というのが全体の合意であればこのままでも構わないが、(パチンコ店の出店を阻止する結果になるという)ことの重大性がある。だから、特に『全員の署名での提案はしない』という申し合わせ事項がないのなら、全員の連名にすれば議会全体が(浜友観光のパチンコ

一つの議論の対象にはなるのかな、というふうに思いますので。	店の出店阻止に）意思表明をしたという表れになる。この点は議論の対象になるのではないか。 《註》 議会の申し合わせ事項、その原則に抵触しないのなら、本件条例は当該パチンコ店の出店阻止のための図書館設置であり、そのための条例提案であるとして議員全員の署名とし、議会として積極的に出店阻止の意思を表明した提案とした方がいいのではないかとの議論提起。
O 須崎議長 この件について事務局の方でなにかありますか。	O 須崎議長 - - - この『全員署名』の件はどうなのか、（議事進行、事務局指名）。
O 和智議会事務局次長 ただいま文書になっている申し合わせについて副議長がおっしゃったようなことはないと思います。すみません、まちがっていましたら後で訂正しますけれどもそれでそのような話し合いが議会運営委員会の席か何かで副議長がおっしゃっているようなことが以前あったのかもしれないのかもしれませんけれども、最近の事例では高金利債でしたか、その借り換えの形でほぼ全員の署名をもってというのがこれも、ちょっと資料にあたらなくてはいけないのですけども、そんなのが最近ここ数年であったと思います。必要でしたらすぐ確認しますけれども。（「確認した方がいいのじゃないの」と発言する者あり）はい、確認します。	O 和智議会事務局次長 以前にそんな話し合いはあったかも知れないが、そのような申し合わせ（事項）はなかったと思う。最近のここ数年の事例で全員の署名をもって行った例があったと思う。資料にあたる必要がある。（「確認した方がいいのじゃないの」と発言する者あり）- - - 確認する。
O 亀倉議員 これは条例改正提案なのですよね。それで全議員がもし署名したとすれば全員が提案者になりますから質疑応答はないということですよね。ただ、ちょっとこれは待って。	O 亀倉議員 （ちょっと待って。ただ、）これは『条例改正提案』ということだ。そうすると、もし全議員が署名したとすれば全員が提案者になるから、『質疑応答はない』ということになってしまう。（この点で『全員の署名とする』とするかどうか決めるのは）待ってもらいたい。

O 須崎議長 ほかに何か御意見ございませんか。先ほどの先議ですか佐藤副議長からの、ちょっとわかったら。	O 須崎議長 - - - 他に意見はないか、(議事進行)署名の件は確認を。
O 和智議会事務局次長兼調査担当係長 次長でございますが、先ほどの全議員の署名の件でございますけれども、過去事例があるかということですが、これは平成 16 年 6 月の決議でございます。公営・・・(「決議ですか」と発言する者あり)これは決議なのですけれども、公営企業金融公庫債の借り換えを求める決議。これはあの全議員でやっております。それであとは申し合わせ、現在の申し合わせ事項の中では、文章化されているものはございません。以前、そういうようなお話しがあったのかどうかというのはちょっとあの過去の資料をあたりませんとわかりませんので、今この場では何ともいえない状況であります。それともう 1 点があと解説書の方ですけども、そのものズバリではないのですけども、全議員が提出者の場合、全議員が署名する事例も文献としてございますので、これをコピーしましょうか。(「いいや、とりあえず言って」と発言する者あり)はい。結論は可能です。はい。(「それでどうするかだな」と発言する者あり)	O 和智議会事務局次長兼調査担当係長 - - - (確認)過去の事例で全議員が署名した決議はあった。(「決議ですか」と発言する者あり) 確かにこれは決議だが、公庫債の借り換えを求める決議の時はあった。現在の議員による申し合わせ事項で文章化されているもので、『署名議員は過半数を超えない』というものはない。また解説書(文献)でも議員が提出者の場合に全議員が署名する事例はある。もっと過去の資料にもあたる必要はあると思うが。(「いいや、とりあえず言って」と発言する者あり) (はい。)つまり、結論としては『全員の署名での議員提案は可能』ということです。(「それでどうするかだな」と発言する者あり) - - - 。
O 須崎議長 この 2 点について・・・・・・(「では私」と発言する者あり)亀倉議員お願いします。(「清原さんは入っているの」と発言する者あり)	O 須崎議長 この 2 点をどうするか。(1.積極的に出店阻止の意思を表明した提案文とするかどうか。2.議員全員の署名とするかどうか。)- - - (議事進行、指名)。(「清原さんは(代表者名に)入っているの(?)」と発言する者あり)
O 亀倉議員 では、私の方で。横田代表の方から提案されている案文に関連してですけれども、私、最後のページの方ですね。このすべてというこの文言は外すほうがいいかなというふうに考えております。それは改正条例に対してやはり提案、質問等々を含めて保証するという意味で、すべてというと	O 亀倉議員 - - - (横田代表が提案している案文に関連して) やはりこの『(議員)すべて』という文言は外すほうがいいと考える。それは改正条例に対して提案、質問等々を含めて保証するという意味で必要だと思う。『すべて』という文言は省く(外す)ことが好ましいと思う。(「ここ

ころは省くことが好ましいかなというふうに思います。(「ここも・・・あるでしょう。市議会の全ての会派の代表の連名により・・・・・・」「そこのページです」「すべきとの判断から本件を起案する・・・・・・」「いちいち言うことではないという・・・」「いや、こういうものであると」「そういうことです。それでいい」「それで見たら・・・・・・」「質問者がどうしたという・・・・・・」「出たときに・・・・・・」「最低会派で」「わかっている。こだわりは」「ここに決定の順番は・・・・・・」「むしろ決定するということが・・・・・・」「これちょっといいですか」などと発言する者あり)	にも文言があるでしょう。『市議会の「全ての」会派の代表の連名により』とか・・・」「そこのページのことです」「『・・・すべきとの判断から本件を起案する』・・・」「いちいち言うことではないという・・・」「いや、こういうものであると」「そういうことです。それでいい」「それで見たら・・・」「質問者がどうしたという・・・」「出たときに・・・」「最低会派で」「わかっている。(あなたの議会政治への)こだわりは」「ここに決定の順番は・・・」「むしろ決定するということが・・・」「これちょっといいですか」などと発言する者あり) 《註》 亀倉議員の『(議会政治への)こだわり』から、中身の文言から『連名とする』という部分を消せ、そうでないと提案に質問の余地が残らないという主張がされた。質疑の余地がない提案と議決への異議である。 全員一致の前提で開催されていたはずの代表者会議で、「質問と提案の余地を残したい」との発言があったことで、議場で出店阻止とは別の主張がされる可能性が浮上したようにも見られる。議員らが各自どの程度パチンコ店の出店阻止に加担できるかは不明だったから、ここからは自ずと全会一致の可決とできるよう調整が意識されていったと推察ができる。
O 佐藤議員 先ほど言っていた議会が被告になるということは、それはないということですからそれを提起しておきます。先ほどの、まずひとつは興津代表から、話があった内容について是か非か検封しなくてはいけないと。一つは。それからもう一つは私の方で、会派でいろいろと検討をさせていただいた中で、今回のこの旧 UFJ 銀行一階部分の活用についてのいわゆる議会の提言が載っていますがその前から実は再開発ビルを含めた図書館の分館のあるいは中心館の主張はあるのですよね。きょう釜我議員が奇しくもふれられた通りなのですけれども、そのこともこの文章の中に、入れた方がいいのではないかと。つまり議会の強い意志がそこには底流としてあるということを、もっと明確にすべきだという意見が、実は出ました。	O 佐藤議員 - - - 先ほどの話題になっていたところについて提案をするが、『議会が被告になることはない』ということだから、まずこれを(確認の上で)提起しておく。先ほどの、興津代表の話と私の方の二つ。(《註》 整理して箇条書き) 1.興津代表の後半の追加案の是非を討議すべきである。 2.私からの提起。各会(各議会)で検討をしたことがこの『旧 UFJ 銀行一階部分の活用について』で、議会の提言があったことが列記されているが、その前から今回の再開発ビルを含めた図書館の分館とか中心館の主張はあったと(私は)捉えている。それはたまたまきょう(午後の本議会で)釜我議員が触れていた通りであり、そのこともこの文章の中に入れた

ですから、ここで、この文書でいうと土日の開館、夜間の貸し出し、団体利用の拡大等についてはことし6月議会ならびに9月議会においてというふうに限られた項目、限られた項目について限られた期間の話しか出てないですね。ところが、その前に既にこういうこの場所に限らず駅周辺にというそういう要望が強く出されていると。それで特に最近ではというような中身の文書にした方がより議会の意思が明確になるのではないかという意見が出ています。その辺も御検討いただければと思います。文章としてはまとめてないので恐縮なのですが。	方がいい。つまり議会の（図書館を設置したいという）強い意志がそこには底流としてあるということで、いま出たのは（議会に強い意思があるということ）、そこをもっと明確にすべきとの意見ではなかったか。 つまり、この（『旧UFJ銀行の活用の充実について』の）文書の中でいえば、『土日の開館、夜間の貸し出し、団体利用の拡大等についてはことし6月議会ならびに9月議会において・・・』というふうに書かれ、限られた項目と限られた期間の話しか出てない。ところが、その前に既にこの（国分寺駅北口という）場所に限らず（限られなければ）、（西国分寺）駅周辺に（図書館が欲しいという）要望は強く出されていた。だから『特に最近では、』という（広げた）中身の文書にした方が、より『（図書館が欲しいという）議会の意思』が明確になるのではないか。そういう意見が出たということなのではないか。文章はまとめてはいないが検討して欲しい。 《註》『議会が被告になることはないということ』という伝聞の出所は不明だが、議員らは被告になる危険があることを危惧していたから、その懸念が払拭されたとして佐藤議員は発言をしている。それは一方で、『被告になる可能性があるとすれば星野だ』という認識をここでわざわざ示したことに他ならない。二元制で議会に対応するのは星野市長だからである。 佐藤議員の提案自体は、『西国分寺駅周辺』の議論があったことを同じ駅ということで、これを「国分寺駅前に図書館が欲しいと議論していた」とのアリバイに使えばよいという提案である。 そして佐藤議員は、図書館が欲しいという議会の意思と議論』が前からあったとして、これを強調すべきとした。実際には「国分寺駅前に図書館を設置せよ」という議論はなかったが、『（見えないが）底流にはある』とすれば、『実は図書館設置の議論は前からあったとできる』としている。事実としては議論などなかったので、それを『底流』としたのは佐藤議員による言葉の用法である。

O 清原議員 私もきょうの一般質問を伺っていて、そこの部分も入れた方がいいなと思っていました。それで 1 ページ目のまず図書館の必要性であります、というところに入ってくる部分なのかなと思って見てるのですが、上から 5 行目のさっき興津議員も指摘した部分ですけれども、再開発に関連して、市民から新たな図書館の設置が求められているということに加えて、議会でもその再開発に関係なく駅周辺での図書館の必要性については、求められてきたというところが、図書館ですね、というところで、ですから、UFJ の話とは切り離して、以前からの議論ということで入れたらいかがかなと思います。(「歴史的にそういうような議論があったということで」と発言する者あり)	O 清原議員 - - - 私も(賛成する。)きょうの(定例会の)質問を聞いて入れたらいいと思っていた。興津議員も指摘した、1 ページ目の『図書館の必要性であります』の部分に入れるべきだと思うが、その『再開発に関連して、市民から新たな図書館の設置が求められている』というところ(文章)に加えて、『議会でも今回の再開発(出店阻止の話)に関係なく、駅周辺での図書館の必要性が求められてきた』と、『図書館の必要性』ということ(を出すべきと思う)。だから、UFJ 跡地の話(出店阻止の話)とは切り離して、『以前からの議論』として入れたらいいと思う。(「(同意。)歴史的にそういうような議論があったということで(いくのだからね)」と発言する者あり) 《註》 清原議員は『議会でも再開発に関係なく』とし、『(パチンコ店の新規出店を阻止するかどうかに関係なく)議会でも図書館の必要性が求められてきた』と、これと切り離すべきとの提案をしている。『UFJ 跡地の話』という言葉も『再開発』という言葉も、ここでは『(パチンコ店の)出店阻止の話』という意味で使われている。 清原議員は図書館の必要性を全面に出すことに賛成しただけでなく、『UFJ の話とは切り離すこと』として、『(条例提案の前提として)以前から当該地へ図書館設置をしようという議論があったと、歴史的経緯があったこととしよう』と、積極的な提案をしたことになる。
O 須崎議長 佐藤議員からの提案については、必要性の方に。	O 須崎議長 (清原議員も賛成したようだが、今の)佐藤議員の提案は、(『出店阻止』ではなく、図書館の)必要性の方に(重きを置くという意見ですね)。 《註》 佐藤議員は最初に、興津議員が作ってきた追加案を検討すべきと発言したが、佐藤議員自身の提案としては『図書館の必要性を前面に出すべき』というものが自身の提案である。議長の議事進行。

O 須崎議長 半分は言ってもらうということでよろしいですか。（「そうですね」と発言する者あり）	O 須崎議長 そのうち「半分」は言ってもらうことでいいか。（「そうですね」と発言する者あり） 《註》『そのうち半分は言ってもらう』の『半分』とは、ひとつは『図書館の必要性』という部分であり、残りの半分は『（図書館設置を利用した）パチンコ店の出店阻止』と考えることができる。原審被告（原審被告国分寺市）も図書館設置とそれによる副次的効果の二つとして主張していて、この当時も『前半と後半』という認識が議員らにもあったことが窺える。このことにより、本件条例案の認識がまさしく市長部局（原審被告国分寺市）から来たものであったことがパズルのように符合する。 佐藤議員の提案に清原議員の賛成もあり、『半分は言うことでよいか』と『図書館が必要である』という部分だけでよいと議長が総括したことは、須崎議長もパチンコ店の出店阻止という市長の図書館設置の目的に議会が深入りすべきでないとしていたと推察ができる。 この代表者会議は、議員提案と条例可決を前提としたいわば段取り踏み（事前のすり合わせ）ではあったが、議長は会議開催前で合意された全会一致を目指して議事進行をしていたと見られる。
O 亀倉議員 私は、ご提案に対して反対をするという意味ではなくて、そういうことも含めて、本会議場というか、議論を残していくという方向でやればよくて、提案はここで例えば先ほど興津議員がおっしゃられたような「である」とかそういうところの文言修正はあって、例えば清原議員がおっしゃった「市内の開発に関連して」と、ここだけは外すとかそういう修正で、今佐藤議員がおっしゃられたような話は、むしろ積極的な話でありますし、清原議員のおっしゃられた話も積極的な周辺の図書館設置ということが従来か	O 亀倉議員 私は『反対する』という意味ではなく、（異なった形の）提案をしたい。 つまり、そういう提案（図書館が必要だと前から議論されてきたと解釈できるという提案）も含めて、本会議場で『図書館の必要性』という議論があったと、（議論を）残してゆく方向でやればいいのではないか。 以下、提案。（《註》 整理して箇条書き） 1.興津議員の、提案文前半『である』とかの部分の文言修正。 2.清原議員の、『市内の開発（パチンコ店の出店を阻止すること）に関

ら求められてきたし、そういう点がやらされてきたということは、その質疑の中でやるという手もあるのではないかというふうに思います。（「名案、では言った本人に言わせます」と発言する者あり）	連して』という箇所を削除する（ここだけは外す）という修正提案。 3.佐藤議員の、（『（前から）図書館の必要性（議論）は強かった』ことを強調するという）話。むしろこれは積極的な話だ。 4.清原議員の話も積極的なもので、『周辺の図書館設置ということが従来から求められてきたし、そういう議論がされてきた』という話になる。 この 3.と 4.の「そういう点が、（議論）されてきた」との部分は、（「議論があった」ということで、議場の）質疑の中でやる手もあるのではないか。 （「（それは）名案、では言った本人に言わせます」と発言する者あり） 《註》 この亀倉議員の『名案』によって大幅な変更の必要はなくなり、議員提案の案文から「（議員すべての）連名により」と明記された部分を削除する修正と、最初の興津議員の 1 から 3 までの追加修正をするだけに決定する。 興津議員の提案の 4 の 1 から 4 の 7 は採用されないこととなった。この部分を追加することは『なし』となった。『図書館が是非とも国分寺駅前に必要である』と、議員提案で議論したとの発言をさせればよいことになった。このあとの峯岸事務局長の案文協議の確認へと続く。 『議論を残していく方向』というのは、本会議の議場で図書館が必要だと議論はされてきたと発言すればよいとの意味である。『パチンコ店の出店阻止』というものからは切り離し、『開発に関連して（出店阻止に関連して）』という部分はなくなった。
O 興津議員 とりあえず提案文の、一応、取り扱いという言い方なのでしょうか、これに関しましては今日私どもからこのように申し上げさせていただいているというところでありますけれども、いったんここでもって皆さんの意見をまた踏まえた上で事務でなんなりまとめていただいて明日出してもらえればいいのかな、というか、そういった形で提案してもらえればいいのかな	O 興津議員 - - - 提案文の取り扱いとしては、今日我々からは意見を出したのだから、この出た意見を踏まえて事務にまとめてもらい明日出してもらえばいいのかと。それで（議員が）提案してゆくことにすればよいと思うのだが。（「一任ということですね」と発言する者あり）一任という意味です。そのとおりです。私は一任させていただきますので。以上です。（「はい」と発言

と今思ったのですが、(「一任ということですね」と発言する者あり)一任という意味です。そのとおりです。私は一任させていただきますので。以上です。(「はい」と発言する者あり〉	する者あり〉 《註》 提案文を修正して完成させる作業は「事務」に一任することになった。尋問調書によれば樋口氏はこれを「イントラネットで聞いていた」から、この経過は知っている(甲 16 号:樋口調書)。再び市長部局の判断と作業に委ねることになったことになる。樋口氏は後にブログで横田議員の提案文の出来を評価して、自ら作成したことを示唆しており、佐藤議員も「市長部局作成による提案文であると思う」との証言をしている。(甲 18 号:ブログ,甲 26 号:佐藤議員陳述)
O 須崎議長 ちょっとお待ちください。局長、この件について。	O 須崎議長 - - - それでは、事務局長はこの件について確認するように。
O 峯岸議会事務局長 今皆さんから御意見等を賜ったのですけれども、先ほど興津議員から字句の訂正とか、そういうものを承っておりました。そして今、興津議員から出されたものですね。はい。(「それはなしです」と発言する者あり)	O 峯岸議会事務局長 今皆さんから御意見等を賜りました。(《註》 整理して箇条書き) 1.(『叩き台に対し』ということで出た)前半興津議員の字句の訂正。 2.(次に、今の後半に追加するということで興津議員が作成してきた 4 の 1 から 4 の 7)ですね。 (「それはなしです」と発言する者あり)
O 須崎議長 それはなしです。	O 須崎議長 それは『なし』です。(「出店阻止」とするような後半部分の追加はしないことになったのです。)
	《註》 亀倉議員の『名案』により、細かい図書館の議論は盛り込まず、図書館の必要性に関することは議場の発言で残すことになった。 『パチンコ店が事業を開始しそうだから、議会は一刻の猶予もないと考え、条例提案をする』との後半の文章の追加はしないことになった。これ

	が決定された議論の流れを、峯岸議会事務局長は理解していなかった。 『なし』とされた追加部分から逆に推察できるのは、申し合わせ通り全会一致で異論なく賛成できた理由である。それは、『パチンコ店の出店を阻止する』という星野市長の図書館設置の目的と、本件条例案の提起とは関係ないと、『切り離し』をすることになったからに他ならない。
O 峯岸議会事務局長 確認いたします。この原文の横田議員の方から出されたものの原文の、2 ページ目の下から 2 行目の「市議会すべての会派の代表の連名により」を削るということですね。それから清原議員から御議論された、要するに再開発ではないよという部分については、議場、本会議の場で、(「質疑をやる」と発言する者あり)それをどなたかが発言して。(「いやいやこれはあれでしょう」「もう古い話だよね」などと発言する者あり)	O 峯岸議会事務局長 - - - (改めて)確認します。(《註》 整理して箇条書き) 1.案文の、『市議会すべての会派の代表の連名により』を削る。 2.清原議員の「再開発ではないよという部分」、『UFJ 跡地とは関係なく、要するに再開発(パチンコ店の出店阻止)に関してではなく、図書館の必要性が議論されてきたからだ』とするのは、議場、本会議の場で(質疑で)やると。(「質疑をやる」と発言する者あり) それをどなたかが発言して(『議会は図書館の必要性を考えて議員提案に至ったのだ』とする)ということですね。(「いやいやこれはアレでしょう(その発言はマズくないか)」「もう古い話だよね」などと発言する者あり) 《註》 この不規則発言は、『あらかじめ打ち合わせて本会議質疑の段取りまでとっておくこと』が『ヤラセ質問』などと以前に問題となったことを指したもの。「それは古い話だ」とする発言が出た。
O 峯岸議会事務局長 したがいまして、今の皆さんのご議論を踏まえると、興津議員のおっしゃられたような部分の字句の訂正とそれから、市議会すべての会派の代表のところを削るということで原案のままいきまして、そして、そういうようなことで清原議員、亀倉議員のおっしゃったような、本会議でのアリバイというか、そういう議論を積み重ねると。(「はい」と発言する者あり)そういうことで、いかがでしょうか。(「はい」と発言する者あり)	O 峯岸議会事務局長 - - - (再々度確認)。1.興津議員の字句訂正。2.「市議会すべての会派の代表」の文言を削る。3.そして清原議員、亀倉議員らの言ったようなことは本会議の場で(発言して)そういう議論を積み重ねてアリバイとするということで。(「はい」と発言する者あり)そういうことで、いかがでしょうか。(「はい」と発言する者あり)

	《註》 会議出席者らは条例の提案にアリバイ工作が必要であることは認識していた。だから、本会議（定例会）で質疑して『残せば』、（議論があったとしてアリバイにできる）という意見が出のである。それは『名案だ』とされた。 「国分寺駅前に図書館が欲しい」という議論はもともと存在せず、『旧UFJ銀行の活用の充実について』と題して市長部局が作成した資料には『国分寺駅前の図書館設置について議会議論があった』とは記載されていない。記述は『西国分寺駅周辺』とされている。（乙7の2号）
O横田議員 それともう1点ちょっと。この最後の終わった後ですね。この条例案提案に当たっては、議会から出しますよね、議会から提案します。それと同時に市長にも予算をつけてくれる提案をお願いするというものを一言つけておいた方がいいのかと。（「ああそうか、最後の一文に、よって市長も予算をつけろというふうに入れるという意味」「いわずもがなだよね」などと発言する者あり）いいかな。当然につけるはずだけど。（「市長がいやだったとしたらつけないのだから、条例成立しないのだから」と発言する者あり）（「条例制定しながらも、それを執行されないままずっと1年おいてしまうのです。東京とはこういうやり方をします。」「質疑でふれましたけれど、それは」などと発言する者あり）（「市長が速やかに執行していただきたいと」と発言する者あり）	O横田議員 - - - （議員提案をした後について）。この条例案提案にあたっては議会から提案を出しますね。議会からの提案になります。そこに同時に、『（この通り）議会から提案するので、市長にも予算をつけてくれる提案をお願いする』という一文を付け加えた方がいいと思う。 （「ああそうか、最後の一文に、「（条例が成立すれば）よって市長も予算をつけろ」というふうに（予算要求を入れる）という意味だよね）」） （「しかし市長が予算をつけるのは）いわずもがなだよね」などと発言する者あり）それ、『いわずもがな』とするだけでいい（大丈夫なの）かな（？）。当然（市長は予算を）つけるはずだけど（？）。 （「（もし）市長が嫌だったとしたら（予算は）つけないのだから、（そうなら）条例成立しないのだから（確認は必要だな）」と発言する者あり） （「条例制定しながら（させておきながら）、それを執行されないままずっと1年おいてしまうのです。東京都はこういうやり方をします。（そういうことは注意すべきですよ。）」「質疑で（市長は図書館で出店阻止と）触れてましたけど、それは（理解と支援を賜りたいとも言ってるんだし、「やる」ということじゃないの？）」と発言する者あり） （「（とにかく、）市長が（やるというから成立させるんだから）、速やかに執行していただきたいと（いうことだ）」と発言する者あり）

	《註》 星野市長が予算をつけるか確認する必要が問題となった。成立した条例に対して予算をつけない場合があるとして、『東京都の例』があると発言された。具体的には、当時の石原慎太郎東京都知事が議会に条例成立を要請して条例を可決させておきながら、『条例可決は議会のやったことだから知事は関係がない』などとしてハシゴを外し、予算措置を講ぜず放置した事例を指していたと思われる。 これにより、議員が星野の意向に沿って(「ご理解とご支援により」)条例を可決させられながら、市長が逆に責任を押し付けてくる事態を警戒していたことは明らかである。このことは樋口氏が「無用な誤解を避けるためだった」とした、議会向けの資料の改訂にわざわざ『阻止する効果がある』と追記した理由につながる部分である。(甲 16 号:樋口調書) 予算というものは市長が条例可決後にこれを受けて行うものである。それを可決前につけるかつけないかこれほど警戒がされていたことは本末転倒と言える。その上、『星野市長が予算をつけるのが嫌なのであれば条例案は成立しない(可決されない)』とも明言された。このことは、『(営業妨害につながる)星野の執行目的のために議会は議員提案に応じてやる』という議員らの認識を示していると言わざるを得ない。もともと本件条例の『議員提案』が、星野市長が主体としてパチンコ店の出店阻止をしないというなら進まなかったことが分かる。 「市長が、速やかに執行していただきたい」との発言も、『本件(出店阻止)は星野市長の執行』との認識を示す。
O 須崎議長 質疑でもできますよね	O 須崎議長 それは質疑(の中で)でもできますよね。
O 佐藤副議長 中沢さん言っちゃだめなのだよ。あ、言ってもいいのか。(「言ったって	O 佐藤副議長 (ひとつ前の『市長が(そこは)速やかに執行していただきたい』との不

いいんだよ」と発言する者あり）言ったっていいんだな。（「表明させればいいんじゃない」と発言する者あり）	規則発言に対して、）中沢さん（それはヤラセ答弁になっちゃうから）言っちゃダメなのだよ。（・・・）あ、言ってもいいのか。（「言ったっていいんだよ」と発言する者あり）言っていいんだな。（「（この場で）表明させればいいんじゃない」と発言する者あり） 《註》 議場での質問を予め打ち合わせすることは『（ヤラセ質問になるから）言っちゃダメ』とされ、同様にこの場で星野に『速やかに執行していただきたい』などとするのは、「（議決前に執行を求めることになるから）ダメ」と当初は佐藤副議長はしている。条例の可決と執行の原則である。 条例の本質からすれば、議会と市長の「二元制」であるから、条例が可決成立したとしても法を遵守して予算付けを行なうか判断して執行するのは議会ではなく前市長星野である。だからこれを『言っちゃダメ』とした。 ところが、『（やはり）それは言ってもいいのか』と叛意したのは、他の議員の不規則発言にあるように、『星野市長がやるという（予算を付ける）確約がなければ本件条例の可決はない』のであって、『星野の執行のために議会が条例可決をする』のが本件の実態であるから、（本件条例の筋からすれば）『ヤラセには当たらない』と考え直したことが分かる。
O 須崎議長 いいのですよ、できますからね。	O 須崎議長 （別にそれは問題としなくて）いいのです。（市長にここで『予算付けを表明させる』ことは）できますからね。
O 峯岸議会事務局長 と言いますか、まあそういう部分が・・・（「あれはだけどどうなの、タイミングとして可決した後に市長から表明するの、普通は」と発言する者あり）その前にですね、私なんかが考えているのは、提案して議員提案して、そして市長ここに提案を受けて市長に発言を求めて、そして採決。	O 峯岸議会事務局長 - - - と言うか、（予算付けさせる話）であれば考えられるのは・・・ （「タイミングとしてはどうなの？可決した後に市長から（予算付けを）表明するの？普通は？」と発言する者あり）私などが考えていますのは、議員提案して、その提案を受けて市長に発言を求めて（予算付けさせて）、そして採決という流れですが（これでいかがでしょう）。

	《註》『予算付けを市長に表明させるタイミング』が問題となった。「普通は可決した後に（予算付けを）表明する」としている。これに峯岸議会事務局長が割って入り、提案した後の「採決」の前に星野に求めて予算付けを確約させる流れではどうかと意見された。議長はこれを確認し了承している。これは通常のものとは異なる手順である。 条例を議会可決する前に先に市長に予算付けさせることは議会には重要であった。『市長による予算付けの表明（確約）』がなければ、条例成立（可決）をするつもりはなかったからである。
O 須崎議長 そうですね、そんな形でよろしいでしょうかね。	O 須崎議長 - - - そうですね、そんな形でよいだろうか。
O 峯岸議会事務局長 そういうことでよろしければ、そういうふうにいたします。	O 峯岸議会事務局長 - - - それでよければそうします。
O 須崎議長 それでは確認をさせて、（「すいません」と発言する者あり）あ、ありますか。	O 須崎議長 それでは（市長に）確認をさせて（ください）、（「すいません」と発言する者あり）あ、（何か）ありますか。
O 清原議員 それでこの規則、付則のところなのですけれども、規則で定める日から施行ということで、今あの予算についての問題が可決した日ということになるんですか、この施行日が。	O 清原議員 - - - （予算執行は可決した日となるのかどうか質問）。 規則で定める日から施行ということで、今の予算についての問題（市長に予算付けさせるという問題があるから）、可決した日が施行日になるのか。施行日は（可決した同じ日に予算付けられたことになるのか）。
O 須崎謙長 そこの部分についてわかりますか。（「それはすみやかにやる」「そうですね」と発言する者あり）（「やったはいいけど間に合わなかったなんて	O 須崎謙長 - - - この点についてわかるか。（「それはすみやかにやる（のだろう）」「そうですね」と発言する者あり）（「やったはいいけど間に合わなかったな

いったら」「折角やっても何にもならなくなっちゃう」と発言する者あり）	んていったら（どうしようもない）」「折角やっても何にもならなくなっちゃう」と発言する者あり） 《註》 議員らの口調は、営業妨害となりかねないパチンコ店の出店阻止はあくまで市長の責任で行われるものとの認識を窺わせる。 また、『間に合わなかったらどうしようもない』とか『折角やっても何にもならなくなっちゃう』との発言は、星野市長が予算をつけなければ条例改正をしても意味はなく、『条例改正だけでは（星野が図書館を実態的に設置しなければ）パチンコ店の出店阻止はできない』との認識が複数の議員らにあったことを示す。
O 須崎議長 それではですね、書面についてはそれから提案の案文については、色々ご協議いただき決まりました。もう 1 つですね、これはご確認いただいておりますが、この件につきましては即決で行きたいと思いますけど、よろしいですかね。（「異議なし」と発言する者あり）これまた明日の朝、議運に諮りますけど。	O 須崎議長 - - - （案文教義は終了した）。（あと、）もう 1 つ、これは（前から）確認（合意）いただいていますが、この件につきましては『即決』で行きたい。よろしいですか。（「異議なし」と発言する者あり）これはまた明日の朝、議会運営委員会に諮りますが。 《註》『即決で行きたい』との発言の意味は、『委員会に付託する手続きを省略する』との意味である。「ご確認いただいている」として、本件代表者会議開催前の、議員提案をするか決める前から合意があったことが明言されている。 この場合の委員会とは図書館行政を専権事項とする教育委員会となる。議員らはすでに教育委の審議権を奪っていることは周知していた。即決にせずに継続審議中の教育委に付託するわけにもいかない。議員らは議員提案と可決させること自体については互いに共有し、市長部局からの議員提案と可決というシナリオ（レール）に沿っていたとする他にない。 実際には、本件代表者会議開催前には議員提案の理由（案文）は決まっていなかったし、提案議員はこれから終了後に決められるのだから、

	議員らは条例の可決成立自体を目的化していたとしか言えない。
O 峯岸議会事務局長 それとあの提案者。	O 峯岸議会事務局長 提案者はどうなりますか。
O 須崎議長 はい局長。どうぞ。	O 須崎議長 - - - はい局長（議事進行、指名）。
O 峯岸議会事務局長 提案者がどなたになるかということを。	O 峯岸議会事務局長 提案者は誰になるのかということを（決めてください）。 《註》 この時点では提案者を誰にするかは決まっていない。修正後の完成提案文がないことと併せれば、このあと星野が予算付けの表明に対応した説明はつかない。本件会議では横田議員は「世話役」的な立場であったと見られ、提案議員とはまだ決まっていない。
O 須崎議長 それはじゃあ決めておきます。それでですね。これも一応正式な委員会ではございませんけども、そういう議論があったのでですね、市長さんをお呼びして、ここでも予算をつける気があるかないか確認をしておきたいと思いますので、これも一つの証拠になるそうなので、よろしいでしょうかね。（「はい」と発言する者あり）では、ちょっと市長呼んでいただけます。	O 須崎議長 それは決めておく。それで、本日のここは正式な『委員会』ではないが、（ここで星野市長が予算を付けることを確約するかどうかという）議論があったので、そこでここにも市長を呼んで、この場でも『予算をつける気があるかないか』確認をしておきたいと思う。これも一つの『証拠』になるそうなので、よいか。（「はい」と発言する者あり）では、ちょっと市長を呼んで。 《註》 市長が「やる」と言ってパチンコ店の出店阻止をするのだから、条例を可決するだけの役割の議会としては市長の予算付けの表明（確約）を先に必要とした。本会議の場でさせるだけでは充分ではなかったとも言うこともできる。 また、須崎議長の言った『証拠』の意味とは、『議会が（営業妨害などの）責任を追及されないための証拠』のことを指すことは明らかで、それ

	以外には考えられない。すると、ここでの『星野の予算付けの表明』がなぜ『議会が営業妨害の責任を追及されないための証拠となる』とされたかになるが、『星野がパチンコ店の出店阻止をするのであって、議会は星野の（執行するという）要請に応じ図書館条例を可決したに過ぎない』から、予算付けと条例提案を一体としたことにあるのである。このような経過は、条例可決自体を目的化した議会側の政治的判断というものを推論しなければ説明がつかない。 一方、市長部局の樋口氏は「この様子はイントラネットで聞いていた」と証言しているから（甲 16 号:樋口調書）、ここで『証拠』という言葉が使われたことで、市長部局は条例の可決成立後に図書館設置の執行をした場合の違法性については充分に認識できていたことになる。 これより前の佐藤議員の『議会は被告にならないということ』という発言と同じで、『（星野の予算付けの確約が）証拠になるそうなので』と議長も法的認識について伝聞表現をしている。 峯岸議会事務局長から『市長に議場で表明させる流れ』として、『議員提案してその提案を受けた発言を市長に求め（予算措置）そして採決』と説明され、『それでいい』と了承していたのに、議長が本件代表者会議にも市長を呼び入れて予算措置の確約を表明させたことは、1.『星野にまず予算付けの表明をさせて議会が営業妨害の責任を問われない証拠とすること』、2.『条例を可決させておいて予算付けをしない（ハシゴ外しされる）事態を警戒したこと』、これら二つの発言とつながるものであり、その理由である。
O 須崎議長 市長さん、すいません、お忙しいところ。今それぞれあの、代表者会議を開かせていただきまして、今議会で大変問題になっている北口の再開発事業のところにパチンコ屋の出店等についてですね、ご議論がありました。この件についてですね、国分寺市議会といたしましてはですね、こ	O 須崎議長 - - - 。（市長を呼び、予算を付けるかの確認に入る）。 市長。この代表者会議を開いて、今議会で大変問題になっている、再開発事業のところへのパチンコ屋が出店等など（これに対し市長がどうするかなどの一連のこと）について議論がされた。国分寺市議会としては、

のUFJ銀行の跡地へ図書館のですね、分館の設置条例でございますかね、を提案したいということなのですけれども、当然我々には条例は提案できますけど、予算の提案権がございませんので、こうなった場合ですね市長として、予算をしっかりと付けていただくような考えかあるかどうか、ここで確認したいとおもいますので、ご表明をいただきたいと思います。	このUFJ銀行の跡地へ図書館分館を設置する条例、「設置条例」か（？）、（ともかく、）それを提案したい、と。（ついては）我々は条例の提案はできるが予算の提案権はない。（市長の働きかけで図書館条例を議員提案で成立させるということになったので、）こうなった場合（こうなった以上は）、市長として、予算をしっかりと付けていただく考えかあるかどうかここで確認したい。（どうぞ）ご表明をいただきたい。 《註》 須崎議長は星野に『予算付けをしっかり付けるつもりがあるか確認』したいとし、予算づけの表明を要求した。本件条例の議員提案が、通常の（議員の自発的意思による）二元代表制のもとでの独立した議員らの判断であったとすれば本来あり得ない手順である。 また、わざわざ議長が、「（議会は）条例は提案できるが予算の提案権がない」などと前置きしたことは、「こうなった場合ですね（こうなった以上は）」という発言とともに、『市長部局らの働きかけに応じて図書館条例を議員から提案可決することになった以上は』と、『星野が執行者として責任を持つことをはっきりさせよ』と議会が迫ったものである。まさに星野が執行するから議会は本件条例を提案し可決するのである。
O 星野市長 はい、この度は色々とご配慮いただきましてありがとうございます。市長としては、先日の一般質問答弁申し上げました考え方にのっとって、条例が制定された暁には、あるいは、その事務手続き上どのような前後関係があるのかちょっと十分に理解できないところもありますけれども、必要な予算については提案をさせていただきたい。このようにに考えております。よろしくお願いします。	O 星野市長 はい。この度は色々とご配慮いただきありがとうございます。市長としては、先日の一般質問の答弁で申し上げた（浜友観光のパチンコ店の出店を阻止するという私の方針）考え方にのっとって、条例が制定されたあかつきには・・・。ちょっと、その事務手続き上でどのような前後関係となるのか十分に理解できないところもあるのですが、（それはともかく、）必要な予算の提案はさせていただきます。（このように確約をいたします。）よろしくお願いします。 《註》 こうして代表者会議の最後に星野市長による予算付けの表明が

O 須崎議長 議員のみなさん、市長に御質問ございますか。よろしいですか。それでは市長ありがとうございました。ほかになければいいですね。これで代表者会議は閉会いたします。	され確認がされた。星野は礼を述べた後、このように提案理由を聞かずいきなり予算付けを表明している。 『ご配慮いただいた』という発言は、星野の『（自分が最後までやるからそれに沿ってできるよう応じてくれ）』とした 11 月 30 日議会で答弁した『御理解と御支援を賜りたい』という発言に対応したものに他ならない。 また、このとき星野は言葉に窮し、『予算をつけてからの条例制定』なのか『条例が制定されてからの予算なのか』と、『前後関係をよく理解していないところがある』との発言をしている。本来、行政の執行長が条例成立と予算措置についてこのような認識でいることはあり得ないから、本件にあっては『自身が働きかけ要請した図書館条例の議員提案が自身の意向に沿ってされる』その認識のゆえに、星野は予算付けの前後関係について混乱したとするしかない。 このことは市長部局が条例提案と可決を議会に働きかけた本件条例の本質を示していて、『条例可決で図書館を設置し、それに伴う風営法の法規制を利用して出店阻止をする』ことを考え実行した、公権力の違法な行使をした星野の主導的役割、すなわち星野の故意と重過失を明らかにするものである。 O 須崎議長 - - - 議員らは市長に質問はないか、他になければこれで閉会する。 《註》 本代表者会議議事録は、前市長星野が議会に働きかけた事実として充分な証拠であり、条例可決自体を目的化した議員らの合意形成の経過を経て、その結果として議員らの全員一致による可決となったことを明らかにするものである。

[これにて閉会]
午後 5 時 55 分閉会